別表第一（別記様式以外の部分に限る。以下同じ。）一の項中「第五条の二第三項第五号」を「第五条の二第三項第六号」に改め、「第五条の二第三項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「第五条の二第三項第三号又は第四号」を「第五条の二第三項第四号又は第五号」に改め、同表四の項中「第五条の二第三項第五号」を「第五条の二第三項第六号」に改め、同表の備考六中「とは」の下に「、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因するやむを得ない事情により法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可の申請をすることができなかつた事情及び当該事情がやんだ日から起算して一月を経過していないことを明らかにした書類、法第五条の二第三項第三号に該当する者にあつては」を加え、同表の備考十三を同表の備考十四とし、同表の備考十から同表の備考十二までを同表の備考十一から同表の備考十三までとし、同表の備考九の次に次のように加える。

十　法第五条の二第三項第二号に該当する者で、同号の災害に起因するやむを得ない事情により法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可の申請をすることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類を提出することを要しない。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○財務省・国土交通省令第三号

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）第四条第四号の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十九年財務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項第三号を次のように改める。

三　施行再建マンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第七号に規定する施行再建マンションをいう。）又は売却再建マンション（同項第十号に規定する売却マンションが除却されるとともに、当該売却マンションの敷地（これに隣接する土地を含む。）に新たに建設されるマンションをいう。）であつて、耐火構造の建築物又は準耐火構造の建築物であり、かつ、敷地面積が三百平方メートルであるもの

附　則

この省令は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

○厚生労働省令第百三十号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十三条、第十五条の二、第十五条の三第二項及び第二十三条の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令

次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下同じ。）」を「一般事業主」に改める。

第二条の二及び第二条の四中「中小事業主」を「一般事業主」に改める。

第三条中「が法第十三条」を「が同条」に改める。

第四条第二号中「この条において」を削り、同条第五号ただし書中「中小事業主」の下に「（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下同じ。）」を加え、同号イ中「看護休暇」の下に「（以下「子の看護休暇」という。）」を加え、「当該休暇」を「子の看護休暇」に改め、同号ロ中「育児・介護休業法第二十三条第一項に規定する所定労働時間の短縮措置（育児・介護休業法第二十四条第一項第三号の規定に基づく措置として所定労働時間の短縮措置に準ずる措置として講じられているものを含む。）」を「所定労働時間の短縮措置等（育児・介護休業法第二十三条第一項に規定する所定労働時間の短縮措置、育児・介護休業法第二十四条第一項第三号の規定に基づき所定労働時間の短縮措置に準ずる措置として講じられているもの及び六歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子であって十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものに係る所定労働時間の短縮措置に準ずる措置として講じられているものをいう。以下同じ。）」に、「措置を」を「所定労働時間の短縮措置等を」に改め、同号に次のように加える。

ニ　当該計画期間において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者がいない場合にあっては、その雇用する男性労働者であって十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は小学校就学の始期に達するまでの孫がいるもののうち、当該男性労働者を雇用する一般事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（育児休業等及び子の看護休暇を除く。以下「育児目的休暇制度」という。）を利用したものがいること。

第四条第六号中「に対するその雇用する」を「に対する当該」に、「十分の七十五」に改め、同条第八号中「年次有給休暇」の下に「（以下「年次有給休暇」という。）」を、「短時間正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であって、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいう。第五条の三第三号イ(3)において同じ。）の活用に関する措置、在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務」を加え、「措置を」を「措置について成果に関する具体的な目標を定めて」に改める。

第五条の次に次の三条を加える。

（法第十五条の二の申請）

第五条の二　法第十五条の二の認定（第五条の四第一号において「特例認定」という。）を受けようとする法第十四条第一項に規定する認定一般事業主は、基準適合認定一般事業主認定申請書（様式第三号）に、当該認定一般事業主が法第十五条の二の基準に適合するものであることを明らかにする書類を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

（法第十五条の二の厚生労働省令で定める基準）

第五条の三　法第十五条の二の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　第四条第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第九号に掲げる基準に適合すること。この場合において、同条第一号から第四号まで中「一般事業主行動計画」とあるのは「一般事業主行動計画（その計画期間の末日が、法第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。）」と、同条第六号中「計画期間」とあるのは「計画期間（その末日が法第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。）」と読み替えるものとする。